

国際関係論

国際関係史と学説史

伊藤 岳

富山大学 経済学部
2018 年度前期

Email: gito@eco.u-toyama.ac.jp

May 10, 2018

Agenda

- 1 復習・確認：近代国際システムと領域主権国家
- 2 近代国際システムの変容
 - 近代国際システムの地理的拡大と構成員資格の変容
 - ウェストファリアの平和から欧州協調
 - 世界大戦と冷戦, 脱植民地化
 - 冷戦終結とポストウェストファリア体制論
- 3 学説史と古典的パラダイム
 - 国際関係の分析レベル
 - 3つのパラダイム
- 4 利益, 相互作用, 制度
 - 相互作用：協力
 - 相互作用：交渉
 - 制度の役割

休講予定

休講予定

- ▶ 5/17 (木)
- ▶ 6/21 (木) ← NEW!
- ▶ 7/5 (木)
- ▶ 補講は未定 (たぶん 1 回)

国際関係論の対象 = 近代国際システム

「近代」の起点

- ▶ いわゆる「近代」の開始：シャルル八世によるイタリア侵攻 (1494 年; 以降, 常備軍「的」組織が増加)
- ▶ 近代国際システム (領域主権国家システム, ウェストファリア体制)
- ▶ 「起点」としての 30 年戦争 (1618–1648) とウェストファリア条約 (1648 年)

注意点と利益・相互作用・制度との関連

- ▶ 近代国際システムはあくまで「理念型」
- ▶ 「ある日突然 (たとえばウェストファリアを境に)」主権国家が誕生し, 近代国際システムが成立した訳ではない
- ▶ 主権国家という政治単位 (構成員) の形成と, 近代国際システムの形成は, 相互に関連しながら進行
 - ▶ システム自体も, 相互作用から生じ維持される「制度」であり「結果」(均衡)
 - ▶ 関心があれば, 山影進編著, 2012. 『主権国家体系の生成: 「国際社会」認識の再検証』ミネルヴァ書房

国際システムと帝国システム

世界システム

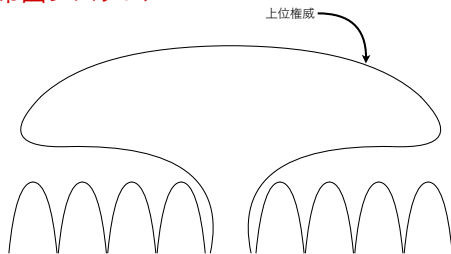
政治的単位 (e.g., 国家) を主たる**構成要素** (主体) とし, 構成要素間の**相互作用**に特徴付けられる系

国際システムと帝国システム

- ▶ 帝国システム：統治の「中心」が「周辺」地域を階層的 (支配従属的) に統治する「きのこ」型のシステム
 - ▶ 統治の**階層性**, 中心・周辺関係が特徴
 - ▶ 例: 「本国」「帝都」という中心と, 「属国」「属州」「植民地」という周辺
- ▶ 国際システム：同質的な政治単位 (e.g., 国家) が並存し, 政治単位間の並立関係に特徴付けられる「どんぐり」型のシステム
 - ▶ 統治の**非階層性**, 政治単位間の並立関係 (とその相互承認) が特徴
 - ▶ 「二カ国以上の [主権] 国家が, 相互に十分な接触をもち, **お互いの決定に十分な影響を与え合い**, 結果それらの国家が——少なくともある程度は——全体の中の部分として振る舞う」とき, 国際システムが存在する (Bull 邦訳 2000: 10)
 - ▶ 関心があれば, 田中明彦. 1989. 『世界システム』東京大学出版会

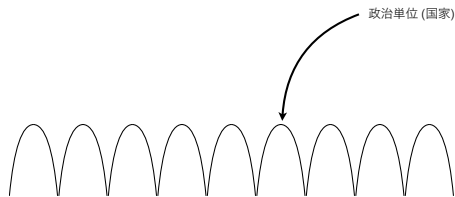
国際システムと帝国システム

帝国システム



山影『国際関係論』16

国際システム



近代国際システム

近代国際システムとその構造

西方キリスト教世界で発展した政治単位 (主権国家) を主たる構成員とし、構成員間の**並立関係**を主な特徴とする世界システム (国際システム)

- 1 **国内**社会における排他的統治・権威の存在と、**国際**社会における国家の並立・相互承認と上位権威の不在 (「ウチに絶対, ソトに対等」)
- 2 (脱植民地化以前においては) 独立主権国家間の並立構造と、主権国家 (植民地帝国) 内での階層構造が併存
 - ▶ 国力に差はあれど、「主権国家は」法的に平等・並列
 - ▶ ただし, 文明国基準 (standard of civilization)

近代国際システム

国際システムのアナーキー (anarchy 無政府) 性

国際システムには、構成員 (主権国家) 間の合意を執行 (enforce) する共通の権威としての世界政府は存在しない

- ▶ 上位権威 (= ローマ教皇・神聖ローマ皇帝の聖俗の普遍的権威) の下に政治的単位が位置する帝国システムからの脱却
 - ▶ 1555年 アウグスブルグの和議：16世紀から17世紀半ばにかけての宗教改革・宗教戦争を経て、カソリック教会の上位権威を排除
 - ▶ 1648年 ウェストファリア条約：30年戦争(1618-1648)による神聖ローマ帝国の(事実上の)消滅、ウェストファリア条約(1648)を契機とした近代国際システムの「確立」(「ウェストファリア体制」)
- ▶ アナーキー状態は、国家の選好・相互作用の連鎖・集積の結果・帰結として成立・維持される = 「均衡としてのアナーキー」(石田)

主権国家とは何か？

(領域) 主権国家

領域 (領土・領空・領海) と領民 (国民／人民) を有し、領域内外において主権を行使する統一の政府を特徴とする政治単位

- ▶ 言い換えると、**領域性 (territoriality)** を基礎として、政府／治者を頂点とした**統一の権力のハイラーキー**が存在する政治単位の形態
- ▶ 「国家」を意味する語 (state, Staat, état) は元来「政治権力」(stato) の意：不十分な「国際システム」としての15世紀後半のイタリア半島「国際関係」
 - ▶ 近代国際システムに類似する側面もあったが、ローマ教皇の権威も健在かつ「ソト」と「ウチ」の区別も未だ不明瞭
- ▶ **主権の二面性 = 「ウチに絶対、ソトに対等」**
 - 1 対**内**的主権 = 領域**内**における**絶対性** (排他性) : 「正当な暴力の独占」(M. ウェーバー), 「合法的な移動手段の独占」(J. トーピー)
 - 2 対**外**的主権 = 領域**外** (対外関係) における**対等性** (主体性)

主権国家とは何か？

もう少し分解し，具体化すると (砂原・稗田・多湖 2015: 24-26)：

地理的領域性

他国 (政治単位) の支配に属さず統治する (主権を行使する) 領域を有する

物理的強制力の独占

軍事力・警察力・法執行機関等の実力組織を，領域内において独占し行使する

- ▶ 官僚制・常備軍の整備 (田中 1989: 25-29)
- ▶ 軍技術の革新を通じた「組織犯罪 (organized crime)」としての「戦争と国家建設 (war making and state making)」 (Tilly 1985)

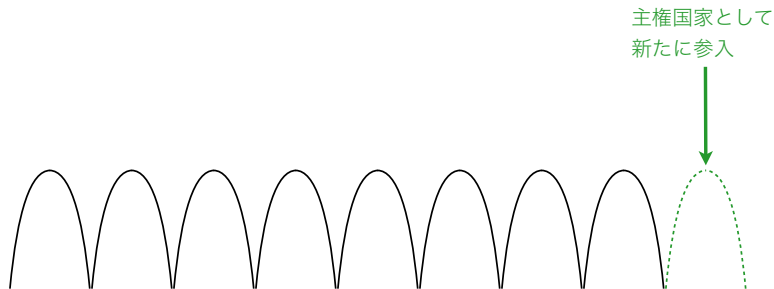
正統性

正統性を有する (合法的／伝統的／カリスマ的; 領域内の人々が，自発的に国家の定めたルールに従う; ウェーバー)

「内包された帝国システム」と近代国際システムの拡大

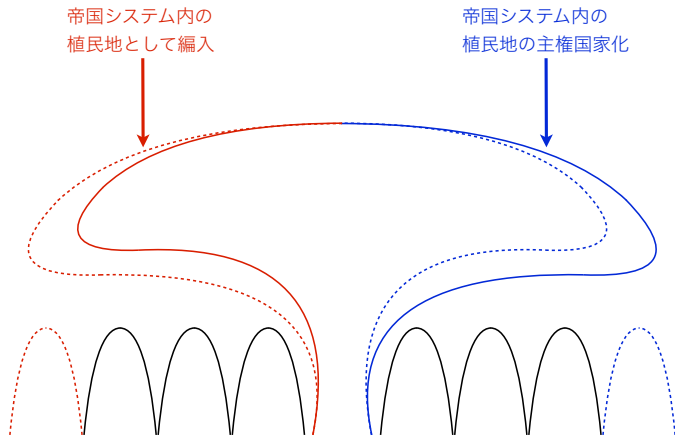
- ▶ 近代国際システムの「内部」においては、複数の「帝国システム」(植民地帝国)が誕生・存続
 - ▶ 個々の「どんぐり」が「小さなキノコ」(でもあった)
 - ▶ 大英帝国, スペイン帝国, etc.
- ▶ 同時に, 近代国際システムの領域・構成員は継続的に拡大
 - ▶ 西欧の「ローカルな」国際システムの「グローバル化」
 - ▶ 元来「西方キリスト教国」に限定されていた「文明国」の基準 = システムの構成員たる主権国家の資格の拡大
- ▶ **近代国際システムの構成員拡大・領域的拡大の3つのパターン** (山影 2012, 第2章)
 - 1 「ソト」から主権国家として参入 (e.g., ロシア帝国)
 - 2 「ソト」から不平等条約を通して (不完全な主権国家として) 参入 (オスマン帝国, 日本, 中国/清)
 - 3 「内包された帝国システム」の従属的領域として編入の後に, 宗主国から分離独立して参入 (旧植民地諸国)
→ 「小さなキノコ」(植民地帝国)の傘の拡大と縮小のプロセス

パターン 1 & 2: 「ソト」からの主権国家の参入



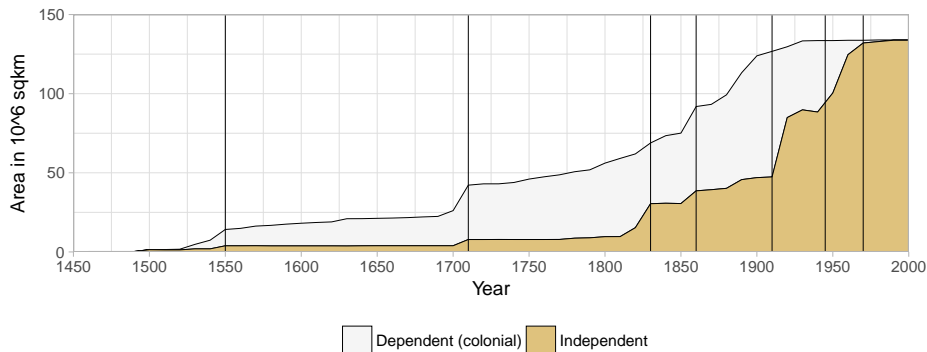
山影 (2012: 39)

パターン 3: 「小さなキノコ」の傘の**拡大**と**縮小**



山影 (2012: 39)

近代国際システムの領域的拡大



近代国際システムの領域的拡大は、漸進的ではなく断続的に進展

Data drawn from 光辻 (2000)

近代国際システムの拡大と変容

近代国際システムの歴史

- ▶ 拡大——欧州のローカルな国際システムの「グローバル化」の歴史
- ▶ 変容——同時に、システムの「構成員(資格)」と「相互作用」(国家間の紛争と協調)のあり方の、「断続的な変容」の歴史
- ▶ 主要なステージ、区分：
 - 1 重商主義の時代 (1492–1815)
 - 2 欧州協調とパックス・ブリタニカ (1815–1914)
 - 3 世界大戦と戦間期 (1914–1945)
 - 4 冷戦期 (1945–1990)
 - 5 ポスト冷戦期 (1990–)

主権国家の成長と重商主義

- ▶ 15世紀以後、領域的な統治・中央集権化を確立しつつあった欧州の絶対王政諸国は、域外システムへの進出
 - ▶ 新大陸の「発見」と遠隔地貿易への進出
 - ▶ 植民地帝国の漸進的な進行 (e.g., トルデシリャス条約, 1494年)
 - ▶ 17世紀以降のインド・北米進出とそれに伴う欧州勢力間の紛争
- ▶ 背景には、**2つの利益関心**
 - 1 領土・資源を獲得を通し、自らの政治的・軍事的パワーを維持・増加させること
 - 2 欧州域外の市場へのアクセスや貿易による財政収入確保 (することによって、欧州他国との競争で優位にたつこと)

主権国家の成長と重商主義

2つの利益関心は、重商主義 (mercantilism) に結実

- ▶ 政治・軍事優位：(植民地を前提とした) 独占的な経済活動による国富増大と、それによる政治的・軍事的パワーの増進を志向
 - ▶ “Wealth is power, and power is wealth” (Hobbes)
- ▶ 競争的世界観：多くの資源・市場・植民地を獲得し、他国を締め出すことが利益獲得の手段 (国家間のゼロサム的な「富の奪い合い」)
- ▶ 国家全体・人民の富ではなく、国家・君主がいかに資源を獲得するかが問題
 - ▶ 「富の総量」は貿易・協調により増大するものではなく、一定という前提 (次スライド)
 - ▶ 「マルサスの罠 (Malthusian trap)」の継続：技術革新による所得増大の、人口増大による相殺

産業革命の衝撃：「大いなる分岐 (great divergence)」

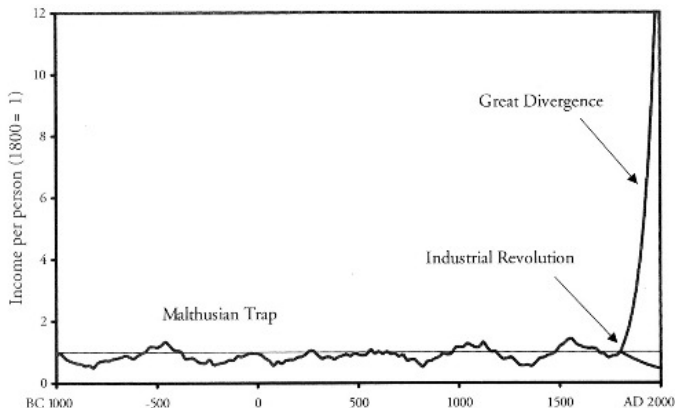


Figure 1.1 World economic history in one picture. Incomes rose sharply in many countries after 1800 but declined in others.

G. Clark. 2007. *A Farewell to Alms: A Brief Economic History of the World*. Princeton: Princeton University Press, Fig.1.1.

欧州協調とパックス・ブリタニカ

重商主義から貿易・投資へ

- ▶ 産業革命と D. ヒューム, A. スミスら自由主義論者による重商主義批判
 - ▶ 「マルサスの罠」からの脱却, 重商主義的世界観 (ゼロサム的経済観) の否定
- ▶ 欧州域内の経済活動・貿易の増加と植民地化の継続 (アフリカ分割 Scramble for Africa)

ナポレオン戦争以後の欧州の「安定」

- ▶ 大規模な戦争と革命の脅威が, 欧州諸国 (治者) 間の協調 (同盟) につながった (欧州協調・ウィーン体制・ビスマルク体制)
 - ▶ ただし, クリミア戦争 (1853-1856), 普墺/普仏戦争 (1866/1870)
- ▶ ナポレオン戦争以後の英国: 欧州大陸での領土獲得を志向せず, バランサーとしての役割
- ▶ 産業革命を背景とした英国の国力と, パックス・ブリタニカ (Pax Britannica) の下での国際システムの安定

主体の変容：新たな主権国家

西方キリスト教国に限定されていた構成員の変容

- ▶ ロシア帝国 (18 世紀初頭): 近代国際システムの構成員資格が、西方キリスト教国のみから東方キリスト教国に拡大
- ▶ 清 (中国), 日本, オスマン帝国 (19 世紀)
 - ▶ 文明 (Civilized) ・ 野蛮 (barbarous) ・ 未開 (savage) の三層認識の定着 (J. ロリマーら国際法学者の影響)
- ▶ 米国の成立・参入 (ただし, 1823 年モンロー宣言)

欧州地域における国家の変容

- ▶ 統一ドイツ (19 世紀)
- ▶ 統一イタリア (19 世紀)
- ▶ 一方で, オスマン帝国, オーストリア=ハンガリー帝国の衰退

→ 欧州域外の「大国」を含む国際システムとしての性格を獲得
= 世界大戦の「お膳立て」

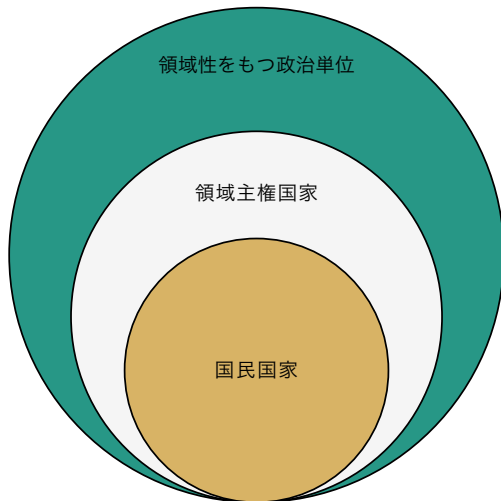
主体の変容：国民国家 (nation-state) 化

「国民国家」

- ▶ **国民国家** ≡ 「主権在民 (『国民』主権) の主権国家」 (主権国家の部分集合)
- ▶ 主権国家が「国民国家」としての性格を獲得したのは、19世紀以後 (特にフランス革命)

- ▶ 一方では、王政に対する革命の脅威に対抗するという大国間の利益の一致に繋がる
- ▶ 他方では、国際政治にナショナリズムの要素 (国内的制約) が加わったことで、国際的な妥協の範囲が制約されるようになる
- ▶ 紛争に対しても、徴兵制・動員を基礎とし、祖国愛と結びついた**国民皆兵**という革命
 - ▶ それまでの貴族・傭兵主体の常備軍からの変革、戦争はより絶対戦争的に変容 (カイヨワ、クラウゼヴィッツ)

領域, 主権, 国民



「ナショナリズム (nationalism)」とは何か？

定義・概念

- ▶ ナショナリズム：一つの政治的な単位と一つの民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理 (A. ゲルナー)
- ▶ 民族：文化・言語・血縁・宗教等を共有するという認識を基盤とし、一つの国家・政治単位をもつべきという意識をもつ集団 (塩川 伸明)
- ▶ 国民：ある主権国家の正統な構成員の総体 (塩川)

歴史・実態

- ▶ 歴史的には、「主権国家の国境」と「民族の境界」が一致することは稀
- ▶ むしろ、領域主権国家の中央集権化と同化政策・文化的均質化政策 (e.g., 国語教育) の中で、「国民」意識が醸成されていった (「国民の民族化」 [塩川])
- ▶ 逆に、ある民族が国家を獲得した結果、主としてある民族が「国民」を形成することもあり得る (「民族の国民化」 [塩川])

「ナショナリズム (nationalism)」とは何か？

民族, 国民, 国家

「[第一次世界] 対戦の結果, 4つの帝国 (ロシア, ドイツ, オーストリア=ハンガリー, トルコ) から7つの新生国家 (エストニア, ラトヴィア, リトアニア, ポーランド, チェコスロヴァキア, ハンガリー, セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国 (のちのユーゴスラヴィア)) が誕生し, たとえばポーランドの国民の40%はポーランド語を話さず, チェコスロヴァキアの国民の55%はチェコ語を話さないという状況が生じた」(中西・石田・田所: 217-218)

- ▶ 国境再編の帰結として, 同化を目論む多数派, 自治/自決を求める新少数派, 民族同胞として少数派の奪回を狙う隣国の利害対立
- ▶ その中で, 領土保全 (territorial integrity), 分離主義 (secessionism), 併合主義 (irredentism) の思惑が交差 (Brubaker 1995)

第一次世界大戦

起源

- ▶ 100年を経て未だに論争継続
- ▶ 「火薬庫」としてのバルカン半島 (係争地) と「導火線」としての2つの同盟ブロック (三国同盟と三国協商)
- ▶ ビスマルク失脚後のドイツ帝国の自己抑制の「タガ」のゆるみ

影響

- ▶ 「新たな」戦争
 - ▶ 欧州域内 (とその従属地域) で勢力均衡・戦争が完結せず, 初の「世界規模」の戦争
 - ▶ 初めての総力戦
 - ▶ 革命による変則的な戦争終結 (国内政治と国際政治の連関)
- ▶ 社会主義運動とソ連の成立
- ▶ 国際連盟と集団安全保障体制の挑戦

戦間期から第二次世界大戦へ

戦争の違法化

- ▶ いずれも、国際システムの安定化を意図していたものの、結局のところ現状を維持する装置でしかなかった
 - ▶ ドイツに対する懲罰的な講和としての性格をもつヴェルサイユ条約
 - ▶ 交戦権に明確な制限を加えた国際連盟規約
 - ▶ 不戦条約 (ケロッグ・ブリアン条約, 1927 年)
- ▶ 「現状変更の平和的手段」を確保することなく、「現状変更の手段である戦争」を違法化してしまう (E.H. カーの批判)
 - ▶ 国際関係論の萌芽期
 - ▶ WWII 後の H. モーゲンソー, G. ケナンによる「法律家的・道徳家的アプローチ (legalistic-moralistic approach)」批判
- ▶ 1929 年の世界恐慌を契機に、1920 年代の国際協調は退潮

第二次世界大戦から冷戦へ

冷戦構造とその激化

- ▶ WWII 末期には、既に米英とソ連の間にほころび：「政体選択の自由」を求める米英と、ポーランドに親ソ政権を欲するソ連
- ▶ 戦後処理を巡り東西対立は深刻化。1947年にはトルーマン・ドクトリン、マーシャル・プランが提示され、自由主義陣営の共産主義に対する体制競争を本格化

冷戦の「次元」と「戦場」(田中 明彦 1996: 第1章)

- ▶ 2つの「次元」：米ソ2つの超大国 (super powers) の軍事的対立の次元と、2つの政治経済的イデオロギーの対立としての次元
- ▶ 2つの対立の複合が、国際政治史における冷戦の独自性
 - ▶ 軍事的対立の3つの「戦場」：(1) 戦略核兵器の競争、(2) 欧州正面での軍拡競争、(3) 第三世界における代理戦争
 - ▶ イデオロギー対立の3つの「戦場」：(1) 宣伝・教化・説得競争、(2) 経済パフォーマンスの競争、(3) 第三世界の説得・成長の競争

冷戦終結とポストウェストファリア体制論

ポストウェストファリア体制論

冷戦終結と前後して増加. 3つの論点 (山影 2012: 第4章)

- 1 構成員 (資格) の変容: 植民地独立付与宣言 (1960年) 以降の「擬似国家 (quasi-state)」 (Jackson 1987) をはじめ, 主権国家の理念型から「外れた」主権国家の成立
- 2 国際規範 (= インフォーマルな制度) の変容: 人道的介入 (humanitarian intervention) ・ 保護する責任 (responsibility to protect, R2P) 論と, 理念型としての主権国家システムの対立
- 3 グローバル・コミュニティ: 市民に根ざした地球社会/世界政治 (社会的意思決定) の希望的観測

冷戦終結とポストウェストファリア体制論

植民地独立付与宣言 (国連総会決議 1514 (XV), 1960年12月14日)

(前文 + 7項目)

- 3 政治的, 経済的, 社会的, または教育的な準備が不十分なことをもって, 独立を遅延する口実としてはならない
- 5 信託統治地域, 非自治地域 (Non-Self-Governing Territories) その他の未だ独立を達成していない全ての地域において, **これらの地域人民** (the peoples of those territories) が完全な独立と自由を享有できるようにするため, いかなる条件または留保もなしに, **これらの地域人民**の自由に表明する意志および希望に従い, 人種, 信仰または皮膚の色による差別なく, すべての権力を**これらの地域人民**に移譲する迅速な措置を講じなければならない。

冷戦終結とポストウェストファリア体制論

- ▶ 「政治的, 経済的, 社会的, または教育的な準備」, 統治能力が不十分な**擬似国家** (Jackson 1987) と, 冷戦終結による脆弱さの露呈
 - ▶ 「戦争と国家建設の経験を経していない主権国家」としての擬似国家
 - ▶ 効率的戦争遂行の要請と競争から生じた主権国家という政治的単位 (Tilly)
- ▶ 「いかに自決の主体を決定するのか」 (中西・石田・田所 2013: 217)
- ▶ 「独立達成前の境界」 (e.g., 植民地の行政区画) を「独立達成後の国境」とする**ウティ・ポシデティス (uti possidetis)」原則**
 - ▶ 植民地によって空間的に確定された「自決」の主体
 - ▶ 政治的共同体の人的構成員の範囲の自己決定を尊重する自決原則と, 領土保全原則の妥協点

冷戦終結とポストウェストファリア体制論

- ▶ ウティ・ポシデティス原則と冷戦期の超大国による援助の下では、擬似国家の指導者に統治能力を強化する誘因は希薄
 - ▶ 首都さえ実効支配すれば、既存の境界線(国境)の安定性と中央政府の国際的承認が保証される(ウティ・ポシデティス原則)
 - ▶ 統治に必要な資源が(何もしなくても)「外からくる」のであれば、国内の動員や権力基盤を強化する必要に駆られない(欧州の国家建設とは対照的)
 - ▶ 1980年代の Tilly の議論
- ▶ 冷戦終結と、「国内のハイラーキー、国際のアナーキー」という二元論の瓦解
 - ▶ 冷戦終結と援助政策の激変
 - ▶ 新たな国際政治体制を巡る政治的対立

国際システムの歴史と変容

整理

- ▶ 主要な問題は、「構成員」と利益・相互作用・制度に集約できる
 - ▶ 構成員の資格：主権国家システムの構成員資格の問題（文明国基準の拡大から自決権の無条件承認へ）
 - ▶ **構成員の実態**：主権国家の内実の問題（e.g., 擬似国家, 破綻国家）
 - ▶ 冷戦終結と擬似国家, 1980年代の Jackson, Tilly らの洞察
 - ▶ 国家の実態, 国際紛争の理論と国内紛争の理論の接近
 - ▶ 利益：利益認識の変容, 国内問題と国際問題の「境界線」の成立と揺らぎ——何が「国際問題」か？
 - ▶ 相互作用：次回扱う「協力」と「交渉」の併存, 両者の濃淡の変容
 - ▶ 制度：勢力均衡・国際連盟の失敗から冷戦構造の崩壊と国連集団安全保障体制の部分的機能改善, 新たな規範・価値観
- ▶ 「ポスト〇〇」の意味？ 「分析上の問題」なのか, 「現象の問題」なのか？
 - ▶ 「現象の問題」ならば, 過去の近代国際システムの変容に比した相対的な評価？

伝統的な論争の基礎

伝統的な IR の論争の中心

戦間期の成立以来、IR の論争は

- ▶ 分析レベル (levels of analysis) の問題
- ▶ 3つのパラダイム / “ism” 間の論争に集中してきた

しかしながら、

- ▶ いずれかのアプローチの優位性を説く議論が大半
- ▶ 有用ではあるものの、国際関係の一定の側面に着目する以上、自ずと限界
- ▶ 特に “ism” については、3つの “I” の一般的なフレームワークから、特殊な議論と捉えることもできる

「Ken Waltz との対話」 として定義された国際関係論



(1924–2013)

Source: <http://www.internationalrelations.me.uk/kenneth-n-waltz/>

- ▶ 分析レベル論争・“ism” 間論争ともに口火を切ったのは Kenneth N. Waltz
- ▶ Waltz 以後の IR は、Waltz の議論との対比の中で描かれざるを得ないようになる
- ▶ (やっと) 和訳も 2 冊出た
 - ▶ 『人間、国家、戦争』(2013 年, 原書は 1959 年) と 『国際政治の理論』(2010 年, 原書は 1979 年, ともに勁草書房)

3つの分析レベル

論点：戦争の原因はどこにある？

- ▶ 個人レベル (第1イメージ)：人間の利己性や愚かさ，攻撃的な衝動といった「人間の本性」
- ▶ 国家レベル (第2イメージ)：「悪い」体制 (e.g., 専制国家) をとる国家の「欠陥 (defects)」
- ▶ システム・レベル (第3イメージ)：アナーキーな状況下で必然的に生じる国家間利害の衝突と，それを防止・調停する有効なメカニズムの不在
- ▶ Kenneth N. Waltz. 1954. *Man, the State, and War*. New York: Columbia Univ Press.
 - ▶ **当時**，Waltz 自身は，第1・2イメージを「直接原因 (immediate causes)」，第3イメージを「根本／許容要因 (permissive causes)」と表現し，いずれの視点も必要と留保

3つの分析レベル

戦争原因論の3類型から対外政策の分析レベルへ

分析のイメージ	診断書 (戦争原因)	処方箋 (平和・安全保障構想)
第一イメージ	人間の欠陥	啓蒙
第二イメージ	国家体制の欠陥	体制変革
第三イメージ	国際システムの欠陥	自助努力

- ▶ 「戦争原因論のイメージ」として提案された人間・国家・システム
- ▶ 対外政策・国際関係一般にアプローチする「分析レベル」として共通言語化

3つの分析レベル

第1 イメージに分類される発想の例

「政治の法則は、人間性のなかにその根源をもつ。そしてこの人間性は、中国、インドおよびギリシャの古典哲学がこれら政治の法則を発見して以来ずっと変化していない」。

H. モーゲンソー. 1998 [1948]. 『国際政治：権力と平和』現代平和研究会訳, 福村出版, 3頁.

3つの分析レベル：限界

単一の分析レベルに着目することの限界？

- ▶ 分析レベルの選択は排他的という前提の論争が進展
 - ▶ しかし、適切な分析レベルは問いに依存する
 - ▶ また、現象として、複数の分析レベルを横断するのが国際政治
 - ▶ 国際政治の国内政治的帰結：たとえば、国家間の条約が、国内政治の動向に影響する（逆第二イメージ論）
 - ▶ 国内政治の国際政治的帰結：たとえば、国内の政治体制が、国家間の交渉に影響する（第二イメージ論、2レベル・ゲーム論）
- ⇒ 国家という「中二階」的な存在が介在することや、「2つの政治過程が相互に影響する」ことが国際政治の特性（中西・石田・田所 第1章）
- ▶ こうした現象を巡る問いに回答するには、**分析レベルを横断するアプローチ**が必要
 - ▶ 利益・相互作用・制度の枠組みは、有力なアプローチとなる
- 例 国際紛争の国際的起源と国内的起源、国内紛争の国際的起源と国内的起源の統一的な説明

3つの伝統的パラダイム：利益・相互作用・制度

- ▶ 3つの伝統的パラダイム：現実主義・リベラリズム・構成主義
- ▶ 利益・相互作用・制度のフレームワーク：主要な主体とその利益，主体間の相互作用，相互作用を制約する制度
- ▶ 伝統的パラダイムはいずれも，特定の主体と利益・相互作用に着目し，制度の役割にも一定の仮定を置く
- ▶ 特定の側面に着目するという意味で，利益・相互作用・制度のフレームワークでより一般的に捉えることができる

3つの伝統的パラダイム：現実主義

主体と仮定

- ▶ 国家が、国際関係における主要な (唯一の) 主体
- ▶ 国家は、安全・パワーを追求する

相互作用とその帰結

- ▶ 中央権威を欠くアナーキー性が、国際システムの特徴
- ▶ アナーキーな国際システムにおいて、国家は、戦争の影の下で自助 (self-help) によって安全を確保しなければならない
- ▶ 相互不信と互いの意図を観察できないことから生じる安全保障のジレンマ (security dilemma)
- ▶ 一国の安全は他国の安全の損失：相互作用のゼロサム的／交渉的側面が国際関係の中心となる
 - ▶ ただし、勢力均衡 (balance of power) による安定

3つの伝統的パラダイム：現実主義

制度

- ▶ 制度は、大国の利益を反映するに過ぎず、限定的な役割しか果たさない
 - ▶ **注意**：「現状の維持」に制度が資するか否かと、「現状の変更」に制度が資するか否かでは異なる主張
- ▶ 国際法・制度は現状の維持に資することはあっても、現状の変更には寄与しない
- ▶ あるいは、国際法・制度の限界は、それが遵守されないことではなく、戦争以外の現状変更の手段がないこと、あるいは、(時間とともに進む) 国際法秩序・制度と国家間の勢力分布の乖離 (中西・石田・田所: 183-187)

例 戦間期における、E. H. カーの戦争違法化批判

3つの伝統的パラダイム：リベラリズム

主体と利益

- ▶ 国家も重要だが、国家以外の主体も重要 (e.g., 国内集団)
- ▶ 生存・安全のみならず、富の追求など多様な利益を想定
- ▶ 国家間の「共通の利益」の存在に楽観的

相互作用とその帰結

- ▶ 「共通の利益」に根ざした**相互作用の協力的側面**も、国際関係の中心になる
- ▶ 紛争は不可避ではなく、「共通の利益」の認識／実現に失敗したために生じる
 - ▶ ネオリベラル制度論における集合行為問題 (collective action problem) への関心に通じる (中西・石田・田所 第4章)

3つの伝統的パラダイム：リベラリズム

制度

- ▶ 国内制度は、個々人の共通の利益を国際関係へ媒介する役割 (e.g., 民主主義体制)
- ▶ 国際制度は、交渉プロトコル・情報・意思決定手続き等を提供することで、国家間の協力を資する

3つの伝統的パラダイム：構成主義

- ▶ 批判理論，社会学の影響を受けた，比較的新しいアプローチ
- ▶ 特に，経済学的アプローチとは好対照をなす

主体と利益

- ▶ リベラリズムと同様，多様な主体を想定する
- ▶ 主体の利益は，物質的要因 (e.g., 富) だけでなく，非物質的要因 (e.g., アイデア，文化，規範) の関数
- ▶ 主体の行動は，文化・規範に規定された行動の適切性を反映する

相互作用とその帰結

- ▶ 相互作用が，主体を特定の形で「社会化 (socialize)」する
- ▶ 同時に，利益・適切性の基準も主体の相互作用の中で変容し得る
 - ▶ **注意**：国家実行 (state practice) と法的確信 (*opinio juris*) から慣習国際法が構成されるという議論との類似性 (中西・石田・田所 第4章)

3つの伝統的パラダイム：構成主義

制度

- ▶ 国際制度は、適切な行動の基準を体現し、規定する
 - ▶ **注意**：前回出てきた「制度の社会学的定義」・社会学的新制度論 (河野 2002) との親和性
- ▶ 国際制度は、適切な行動の基準を示すことで、国家の行動・相互作用とその帰結を左右する

(再掲) 2つの制度の定義 (河野 2002)

- ▶ 経済学的定義: アクターの行動に課されるパターン化された制約 ~ FLS の定義, D. ノースの定義
- ▶ 社会学的定義: アクターの現実理解や行動, その適切性を意味付けるもの

TIPSの衝撃と3つの“ism”

- ▶ 最初期の IR の論争：リベラリズムと親和的な「法律家的・道徳家的アプローチ (legalistic-moralistic approach)」への現実主義の第一世代論者の批判
- ▶ Kenneth N. Waltz. 1979. *Theory of International Politics*. New York: McGraw-Hill, Inc.
- ▶ 「第3イメージ」を強調する新（／構造的）現実主義 (neorealism/structural realism) を提示 (see also, R. Gilpin. 1981. *War and Change in World Politics*)
- ▶ 現実主義の「諸派」がこれに対置される形で呼称され、「IRの理論史」が確立される：
 - ▶ 古典派現実主義 (classical realism): モーゲンソー, E.H. カー, R. ジャービスら
 - ▶ 攻撃的現実主義 (offensive realism): J. ミアシャイマー
 - ▶ 「攻撃的」現実主義に対置される形で、ジャービスらは「防御的」現実主義と呼称されることもある
 - ▶ 新古典派現実主義 (neoclassical realism): R. シュウェラーら

TIPSの衝撃と3つの“ism” (承前！)

- ▶ また、新現実主義と対置される新自由／理想主義 (neoliberal institutionalism) も登場: R. Keohane ら
 - ▶ 注: ネオリベラル制度論と同義。経済思想的な意味はない
- ▶ 1980年代から90年代初頭にかけてのIRの論争は、ネオ・ネオ論争と呼ばれる通り、新現実主義とネオリベラル制度論を中心に進展 (相対利得・絶対利得論争)
- ▶ さらに、ともに第3イメージ (+ α) を重視し、合理的選択論・方法論的個人主義に基づく新現実主義・新自由主義に対するアンチ・テーゼとして、1990年代には構成主義 (constructivism) も登場し、「3つの“ism”」が明確となる
 - ▶ マルクス主義 (構造主義) が「第3の“ism”」だった時期もあるが、冷戦末期頃には衰退
- ▶ 現在の国際関係論では、利益・相互作用・制度のような合理的選択論、特に (この講義で扱う) 戦争の交渉モデルを中心とした戦略的アプローチが主流

3つの伝統的パラダイム：限界

単一の「学派」に依拠することの限界

- ▶ それぞれの学派は、国際政治の一側面を強調
- ▶ 利益・相互作用・制度について、先験的に強い仮定を置くことから出発する
- ▶ 異なる仮定・側面は、「どれが正しい」というものではない
- ▶ 説明対象の現象・問いにも依存する
 - ▶ **注意**：「どれも正しい」という短絡的な議論ではなく、「だから、より一般的なフレームワークに依拠する」という発想
 - ▶ 相互作用の協力的側面（パレート改善）・交渉的側面（パレート最適線上の選択・調整）は、現象としては並存し、相互に影響し合う
- ▶ 関連する論点として、従来の理論の多くは、「戦争がなぜ生じ、続き、終わるのか」「同じ『生存を求める』国家の間で、ときに平和が生じときに戦争が生じるのがなぜか」といった問いに、統一的な回答を提示できない（場当たりのになりやすい）
 - 例 勢力の不均衡が戦争の原因なら、なぜ戦争は偏在するのか

文献案内 (副読本以外のもの)

国際関係史

- ▶ 高坂 正堯. 2012[1978]. 『古典外交の成熟と崩壊』 中央公論社
- ▶ 田中 明彦. 1989. 『世界システム』 東京大学出版会
- ▶ 田中 明彦. 1996. 『新しい「中世」：制度化する相互依存』 日本経済新聞社
- ▶ 村上 泰亮. 1992. 『反古典の政治経済学 (上・下)』 中央公論社
- ▶ 渡邊 啓貴編著. 2008. 『ヨーロッパ国際関係史：繁栄と凋落, そして再生』 有斐閣

パラダイムと学説史

- ▶ 石井 貫太郎. 2002. 『現代国際政治理論 (増補改訂版)』 ミネルヴァ書房
- ▶ 猪口 孝. 2007. 『国際関係論の系譜』 東京大学出版会
- ▶ 須藤 季夫. 2007. 『国家の対外行動』 東京大学出版会
- ▶ 吉川 直人・野口 和彦編著. 2006. 『国際関係理論』 勁草書房

文献案内 (副読本以外のもの)

英国学派 (English School)

- ▶ H. バターフィールド, M. ワイト編著. 2010[1966]. 『国際関係理論の探求：英国学派のパラダイム』 佐藤 誠ほか訳, 日本経済評論社
- ▶ M. ワイト. 2007[1991]. 『国際理論：3つの伝統』 佐藤 誠ほか訳, 日本経済評論社

復習：近代国際システムの特徴と戦略的アプローチ

アナーキー性と (非協力) ゲーム理論

- ▶ **ゲーム的状况** (戦略的相互依存)：国家の利益の実現は、自国の行動選択だけでなく、他国の行動選択に依存する
- ▶ **アナーキー状况**：上位権威が存在しないため、国家間の合意は必ずしも履行されるとは限らない (拘束力のある合意を仮定できない)
- ▶ **非協力ゲーム理論**：拘束力のある合意を仮定せず、戦略的相互依存状况におけるプレイヤーの行動 (戦略) 選択を分析する枠組み
 - ▶ 多様な利益・選好構造や交渉過程をモデル化できる (e.g., 先週扱ったいくつかの戦略型ゲーム)

H. Milner. 1991. "The Assumption of Anarchy in International Relations Theory: A Critique." *Review of International Relations* 17(1): 67-85.

フレームワークの確認

3つの“I”

- 1 利益：行動・相互作用から生じる政治的帰結・結果についての主体の選好
- 2 (戦略的) 相互作用：他者の出方と、それについての自らの予測と行動選択によって、政治的帰結が定まる
- 3 制度：主体の行動選択・相互作用の帰結を規定する、有形無形のルール・制約

注意

- ▶ 当然、安定した主体の存在が大前提
- ▶ 紛争研究では、国家や武装勢力を主要な主体に想定することが多いが、これは(現象としては)事前に定まるものではない
- ▶ 説明対象の現象、謎・問い(puzzles)に合わせて、適切に設定することが必要(FLS, Table 2.1)
 - ▶ 国家、政治家、軍部、官僚組織、国際組織、企業、NGOs

相互作用の類型論

2つの相互作用

- 1 **協力 (cooperation)**: 他の主体の利得を減らすことなく、1以上の主体の利得を改善できる (positive-sum 的な) 相互作用
 - 2 **交渉 (bargaining)**: 他の主体の利得を減らすことでしか、1以上の主体の利得を改善できない (zero-sum 的な) 相互作用
- ▶ 多くの政治過程は、協力と交渉両方の要素を含み、両者は相互に関連する (see also, Fearon 1998)

協力

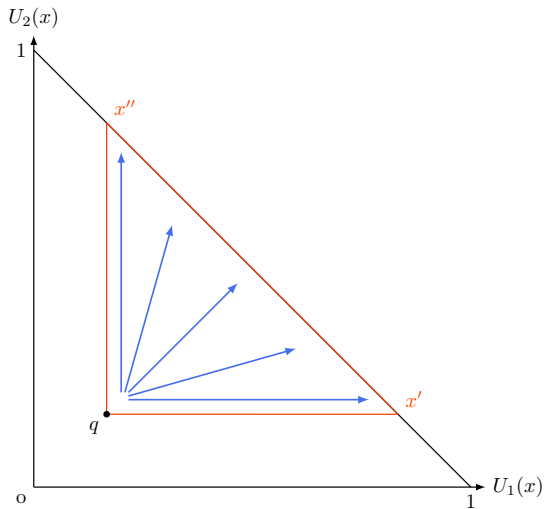
特徴

- ▶ 新たな政治的価値・資源を創出する相互作用 (positive-sum 的)
- ▶ **パレート改善** (・効率性) を巡る相互作用
 - ▶ 公共財の供給国際システムの安定, 集団安全保障体制 etc.
- ▶ 集団の構成員には共通の利益をもたらすが, 集団外の主体には不利益をもたらす可能性もある (外部効果)
 - ▶ 例: 同盟は, 同盟を形成する国家の安全に寄与するが, 敵対国の安全を脅かす
- ▶ **共通の利益が認識されていても, それが実現されるとは限らない**
- ▶ **共通の利益が認識されていても, それがどのような形かは必ずしも一意に定まらない**

協力の類型

- ▶ **協調 (collaboration) の問題**: 裏切る誘因がある (故に合意の執行が困難)
- ▶ **調整 (coordination) の問題**: 複数の選択肢で主体の選好が異なる (故に合意の定立が困難)

協力



協力：協調 (collaboration)

特徴

- ▶ 複数の主体の協力 (e.g., 費用の負担) は共通の利益につながるが、協力から一方的に離脱することで個別の利益が得られる
 - ▶ 共通の利益の所在は明確だが、その実現は困難
 - ▶ 離脱すると、自分は得をするから (ナッシュ均衡ではない)
 - ▶ 共通の利益についての合意は容易だが、合意の執行は困難
 - ▶ 単一の均衡 (において共通の利益を実現できない)
- 例 (国際) 公共財の供給問題, 集団安全保障体制の維持, 同盟の費用分担 (burden-sharing)

協力：囚人のジレンマ

		容疑者 <i>B</i>	
		<i>C</i>	<i>D</i>
容疑者 <i>A</i>	<i>C</i>	5, 5	-6, 8
	<i>D</i>	8, -6	-3, -3*

典型例

- ▶ 「お互い黙秘」(戦略の組 (C, C)) は共通の利益だが、その実現は困難
- ▶ 「共通の利益」から一方的に離脱すれば、自らの利得が大きくなる

協力：調整 (coordination)

特徴

- ▶ 複数の主体が、異なる選択ではなく同一の選択をとることで、共通の利益が得られる
 - ▶ 一旦共通の利益が実現されれば、いずれの主体にも一方的にそこから離脱する誘因は働かない (self-enforcing)
 - ▶ 離脱すると、自分が損だから (ナッシュ均衡)
 - ▶ ただし、共通の利益についての合意の執行が容易だからといって、合意の定立も容易とは限らない
 - ▶ 複数均衡・均衡選択の問題
- 例 国際標準の選択、道路の右側 or 左側通行

協力：男女の諍い (Battle of the Sexes)

		彼女	
		ねずみランド	ねずみシー
彼氏	ねずみランド	2, 1*	0, 0
	ねずみシー	0, 0	1, 2*

典型例

- ▶ 「恋人の諍い」
- ▶ 「デートに行く」ことには合意できるが、「どこに行くか」について選好が異なる (一旦合意してしまえば、デートに行くだけ)
- ▶ いずれの「共通の利益」であっても、そこから一方的に離脱しても自らの利得は大きくならない

協力：協調，公共財，集合行為問題

公共財

- ▶ **非排除性 (non-excludability)**: 対価を支払わない利益の享受を排除できない
- ▶ **非競合性 (non-rivalry)**: ある主体による財の消費が，他の消費者の消費を減少させない

例 灯台，安全な社会

集合行為問題

- ▶ 共通の利益 (公共財の供給) を実現するために必要な費用を負担せずとも，公共財の恩恵を受けることができる
- ▶ 「ただ乗り (free-ride)」の誘因が生じる
- ▶ 共通の利益が認識されているからこそ，共通の利益が実現されない
- ▶ ある種の「囚人のジレンマ」的状況

協力：協調，公共財，集合行為問題

国内政治の場合

- ▶ 正統性と強制力をもつ中央政府による解決 (共通の利益の実現) を期待できる (第三者による執行 third-party enforcement)

例 徴税によって費用を負担させ，公共財を提供する

国際政治の場合

- ▶ 正統性と強制力をもつ中央 (世界) 政府による解決を期待できない (国際システムのアナーキー性)
- ▶ いくつかの「解法」：関係国の数が少ない，特権的集団 (privileged group)，ゲームの繰り返し／争点リンケージによる擬似的繰り返し，
- ▶ 特権的集団を覇権国 (hegemon) と読み替えれば，覇権安定論 (hegemonic stability theory) につながる (中西・石田・田所 第4章)

協力：短期的利益と長期的利益

R. アクセルロッド (Robert Axelrod)

- ▶ 「繰り返し囚人のジレンマ」のコンピュータ・シミュレーション選手権
- ▶ 数学者 A. ラポポート (Anatol Rapoport) の「応報 (tit-for-tat) 戦略」

- ▶ 応報戦略 (tit-for-tat strategy) : 第1ステージでは C を選択し、第2ステージ以降は、直前のステージにおける相手の行動を選択するというものである。つまり、 C には C 、 D には D をもって応じるという戦略
- ▶ トリガー戦略 (trigger strategy) : 第1ステージでは、 C を選択し、第2ステージ以降は、それ以前の各ステージにおいて両国が C を選択していれば C を選択し、さもなければ D を選択するという戦略

協力：短期的利益と長期的利益

トリガー戦略をとる B に対して A もトリガー戦略をとった場合

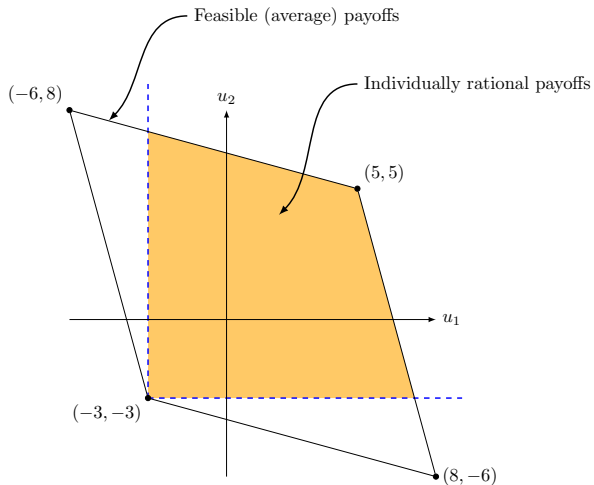
	1	2	3	4
B の選択	<i>C</i>	<i>C</i>	<i>C</i>	<i>C</i>	
A の選択	<i>C</i>	<i>C</i>	<i>C</i>	<i>C</i>	
A の利得	5	5	5	5	

トリガー戦略をとる B に対して A がトリガー戦略から逸脱した場合

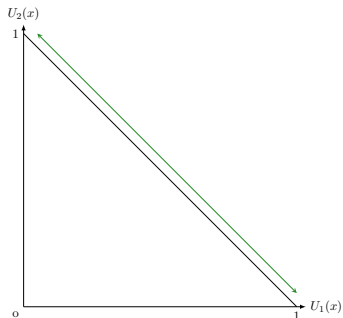
	1	2	3	4
B の選択	<i>C</i>	<i>D</i>	<i>D</i>	<i>D</i>	
A の選択	<i>D</i>	<i>D</i>	<i>D</i>	<i>D</i>	
A の利得	8	-3	-3	-3	

短期利益 長期不利益

協力：囚人のジレンマの実現可能集合



交渉



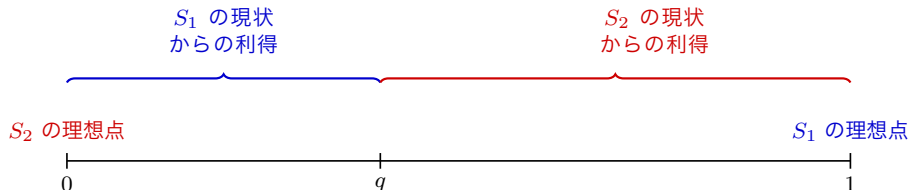
特徴

- ▶ ゼロサムの, 政治的価値・資源の分配 (redistribution) を巡る相互作用
- ▶ 協力のように新たな価値・資源の創出ではなく, 「既存の (総和が定まっている) パイをいかに配分するか」 が問題
- ▶ 例: 領土の画定

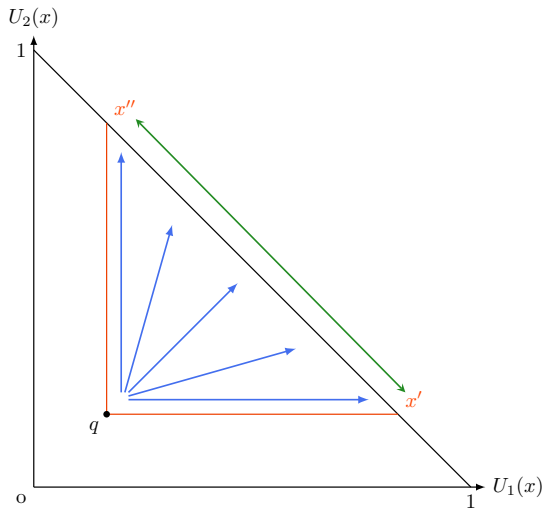
再掲：戦争の交渉モデル（初回講義）

状況設定

- ▶ 2つの国家 S_1 と S_2 が、国境線の確定・変更を巡り対立している
- ▶ 2国間での領土の配分状況を、区間 $[0, 1]$ の数直線で表現する
- ▶ S_1 にとっては1が、 S_2 にとっては0が、理想の領土配分とする
 - ▶ 分かりにくければ、 S_1 にとっては「 S_2 にあげる領土」が $0/1$ のときが理想、 S_2 にとっては「自分が支配できる領土」が $1/1$ のときが理想、と考える
- ▶ 現状 (Status Quo; q) の国境線では、 S_1 は q の領土 (利得) を、他方 S_2 は $1 - q$ の利得を得ている



協力と交渉の並存



交渉

帰結の決定要因としての交渉力 (bargaining power)

- ▶ 交渉の帰結 (財の配分水準) は, **交渉力 (bargaining power)** に規定される
 - ▶ power \equiv the ability to get others to do what they otherwise would not do (R. Dahl)
 - ▶ 交渉力 \equiv 相手から譲歩を引き出す力 (自らの譲歩を避ける力)
- ▶ 主体の交渉力・交渉の帰結は, **“reversion outcome”** に強く依存する
 - ▶ “reversion outcome” \equiv 交渉が決裂したときに実現する結果
 - ▶ 現状点 (status-quo point), 交渉の不一致点 (disagreement point) と呼ぶ

交渉の不一致点の操作

交渉の不一致点と交渉力

- ▶ **“reversion outcome,”** あるいは不一致点への「耐性」や「満足度合い」が、交渉力の大小を左右する
 - ▶ 「現状では困る」という主体は、交渉力が小さい（譲歩を迫られやすい）
 - ▶ 「現状でもよい」という主体は、交渉力が大きい（相手から譲歩を引き出しやすい）
- ▶ 問題になるのは、個々の主体にとっての**「現状の価値」**
 - 1 「現状への満足度合い」についての相手との差
 - 2 「現状」と「第3の選択肢」との差
- ▶ **「現状の価値」を「操作」**することで、交渉力や交渉の帰結を左右できる
 - 1 強制 (coercion) : 「現状を変える (下げる)」
 - 2 外部機会 (outside option) : 「他のオプションをちらつかせる」
 - 3 議題操作/設定 (agenda-setting) : 「交渉のテーブルをいじる」

なぜ譲歩するのか (譲歩を迫られるのか)?

「自分が譲歩しなければならないのは、相手が譲歩しないからだ。相手が譲歩しないのは、相手は私が譲歩すると思っているからだ。私が譲歩すると相手は思うのは、相手が譲歩しないと私が思っていると相手が考えているからだ……」。合意が不成立となるよりは当事者双方にとってよりよい結果となるような点は、ある範囲のなかに存在している。そして、そのような点を主張することこそが純然たる交渉である。[そうした点が存在するとき、] 合意が成立しないようであれば、当事者はつねに自分の取り分を少なくすることで [つまり、自ら譲歩することで] 合意を締結しようとするだろうし、合意を締結させるためには自らの要求を引き下げることができる。ただ、この範囲が公知の事実であれば、その範囲に入るどんな交渉結果であれ、少なくとも一方の当事者はそこからさらに譲歩しようとするればできる点であることになるし、さらに相手はそのことを知っている! (シェリング 2008[1960]: 22)

交渉力の向上：強制

強制

- ▶ コストを負担させること、またその威嚇によって、交渉相手にとっての交渉の不一致点の価値を操作する
 - ▶ 「交渉の不一致点の価値」を操作することで、交渉相手の行動を変化させる
 - ▶ “Power to hurt” (Schelling): 軍事力・経済制裁
 - ▶ “Willingness/ability to absorb costs”
 - ▶ 両者の “power to hurt” や “ability to absorb costs” のバランス／差異が、強制による交渉力のバランスを決める
 - ▶ こうした意味での強制力を用いた交渉状況 = coercive bargaining
- 例 経済制裁による不一致点の操作と、譲歩の引き出し

交渉力の向上：外部機会

外部機会

- ▶ 交渉の不一致点と異なる結果につながる代替物・手段 (alternatives; 望ましい場合も、望ましくない場合もある)
- ▶ 「外部機会 > 交渉の不一致点」という選好をもつ主体は、「交渉のテーブルを蹴る」(それによって、相手にとって好ましくない帰結をもたらす) という「信憑性のある威嚇 (credible threat)」ができる
 - ▶ 信憑性、「信憑性のある威嚇」は次回以降
- ▶ 信憑性のある威嚇は、相手から譲歩を引き出すことに繋がり得る
 - ▶ 外部機会によって、「現状への不満が交渉力を生む」可能性が生じる

例 国際危機における「現状維持」という不一致点と「戦争」という外部機会

交渉力の向上：議題設定

議題設定

- ▶ 先に動くことで、交渉の不一致点がある主体にとって有利なように変えてしまう (先手有利 first-mover advantage)
- ▶ 後手の主体にとっては、そもそもテーブル上の選択肢 (何と何を比較考量するか) が制約されてしまう

例 航空会社の一方的規制緩和と、その後の国際交渉

交渉による妥結の条件

- ▶ すべての関係主体にとって、交渉の妥結 \neq 交渉の不一致点であれば、交渉妥結の余地がある
- ▶ 交渉の妥結が「痛み」を伴うものだったとしても、交渉の失敗（武力紛争）により大きな「痛み」が伴えば、妥結の余地がある
 - 例 無条件降伏、停戦合意、譲歩を伴う戦争の回避
- ▶ しかし、(1) 「いずれの関係主体にとっても交渉の妥結 \neq 交渉の不一致点」という交渉の余地が「存在」することと、(2) 交渉が実際に「成功」するかは別問題
 - ▶ 戦争の交渉論における戦争原因の核心

「制度」とその役割 (ここは復習)

国際関係における「制度」

- ▶ フォーマル (明示的) な制度： 同盟, 国連, IMF, WTO, etc.
- ▶ インフォーマル (暗示的) な制度： 国際規範, 明文化されていない外交慣習, 慣習国際法

国際制度の一般的特性

- ▶ 上位権威からの強制力の不在 (= 国際社会のアナーキー性) 故の自己強制性 (self-enforcing)
- ▶ 国家の行動選択によって自律的に維持される： 一方的に離脱・違反することが合理的な選択とならないために、維持される
 - ▶ 自己強制/执行的： ゲーム理論の用語でいえば、ナッシュ均衡 (Nash equilibrium) ということ
- ▶ 政府による強制・法執行が期待できる国内政治における (法) 制度とは対照的

「制度」とその役割

制度と協力

- 1 行動基準の設定 (e.g., 自由貿易協定の品目リスト)
- 2 履行の監視・検証メカニズム (e.g., IAEA による査察)
- 3 協同の意思決定, そのプロトコルに伴う交渉コストの低減 (e.g., 国連)
- 4 国際紛争解決・仲裁 (e.g., WTO, ICJ)

とはいえ,

- ▶ 既存の制度自体も先行する政治の帰結 (均衡としての制度)
- ▶ 特定の国家の利益を優先することも多々ある (e.g., NPT)
- ▶ では, なぜ国家は国際制度に従うのか?
 - 1 「制度の下での協力」の方が, 「制度のない交渉」よりも好ましいから (e.g., コストが低い)
 - 2 既存の制度を利用する方が, 新たな制度を創出するよりも「安上がり」だから

次回の内容と課題

- ▶ “Interests, interactions, and institutions”
 - ▶ 今週の積み残し
 - ▶ 戦争の交渉モデル
- ▶ 課題文献 (必須) : FLS (教科書) の第 2-3 章
- ▶ 副読本・論文 (推奨)
 - ▶ モロー, 第 2-5 章.
 - ▶ 砂原・稗田・多湖, 第 10 章
 - ▶ James D. Fearon. 1995. “Rationalist Explanations for War.” *International Organization* 49(3): 379-414.
 - ▶ James D. Fearon 1998. “Bargaining, Enforcement, and International Cooperation.” *International Organization* 52(2): 269-305.
 - ▶ Kydd. Chap.4
 - ▶ Robert Powell. 2002. “Bargaining Theory and International Conflict.” *Annual Review of Political Science* 5: 1-30.
 - ▶ Robert Powell. 2006. “War as a Commitment Problem.” *International Organization* 60(1): 169-203.
 - ▶ シェリング, 第 1-2 章
 - ▶ 山影 (2012), 第 9-12 章